

福岡市強度行動障がい者等支援グループホーム補助金交付要綱

(通則)

第1条 障害者総合支援法（以下「法」という。）第5条の規定に基づく共同生活援助事業（以下「障がい者グループホーム」という。）における強度行動障がい者等支援にかかる補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）によるもののほか、必要な事項をこの要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、法の趣旨に基づき、障がい者の地域での生活基盤である障がい者グループホームにおいて、新たに強度行動障がい者及び重度障がい者の支援を開始するグループホームに対し、支援にかかる経費の一部を補助し、もって障がい者の地域生活への移行を進めることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。なお、補助対象者は公募により募集する。

- (1) 法第36条の規定に基づき、福岡市内に所在する障がい者グループホームを行う者として指定を受けた事業者、または指定を受けることが見込まれる事業者であること。ただし、日中サービス支援型共同生活援助を行う事業者は除く。
- (2) 本市の市税を滞納していないこと。

(暴力団の排除)

第4条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

- 2 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。
 - (1) 役員のうちに暴排条例第2条第2号に該当する者
 - (2) 役員のうちに暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 3 市長は、補助対象者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、補助対象者に対し、役員の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(補助事業)

第5条 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、強度行動障がい者等支援グループホーム補助事業とする。

(補助対象経費)

第6条 補助事業の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、強度行動障がい者または重度障がい者を受け入れたグループホームで生活支援員を加配した場合に要する経費とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表に定める補助額により算出された額を上限とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助対象者が、補助金の交付を受けようとするときは、補助事業の実施前に次の各号に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 福岡市強度行動障がい者等支援グループホーム補助金交付申請書(様式1)
- (2) 事業計画書(様式2)
- (3) 管理者・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(様式3)
- (4) 利用者一覧表(様式4)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、福岡市強度行動障がい者等支援グループホーム補助金交付決定通知書(様式5)により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第10条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 福岡市強度行動障がい者等支援グループホーム補助事業実績報告書(様式6)
- (2) 事業報告書(様式7)
- (3) 生活支援員配置実績報告書(様式8)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の報告を受けた場合は、審査のうえ交付すべき補助金の額を確定し、福岡市強度行動障がい者等支援グループホーム補助金確定通知書(様式9)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付決定の取消等)

第12条 市長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付に関して不正、怠慢、その他不適切な行為があったとき。
- (3) 障がい者グループホームの指定を受けることができなかったとき。
- (4) 障がい者グループホームの指定を取り消されたとき。
- (5) 障がい者グループホームを廃止したとき。
- (6) 福岡市補助金交付規則又はこの要綱に違反したとき。

2 市長は前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該取消しに係る部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(施行の細目)

第13条 この要綱の施行について必要な事項は、保健福祉局長が別に定める

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

この要綱は、平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

この要綱は、平成33年 3 月 31 日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表

事業内容	補助額
強度行動障がい者を受け入れたグループホーム	<p>強度行動障がい者の支援のために生活支援員を加配（※）した場合、利用開始から起算して 1 年以内の期間について、日額 3,156 円を補助する。</p> <p>$3,156 \text{ 円} \times 365 \text{ 日} = 1,151,940 \text{ 円}$（最大補助額）</p>
重度障がい者を受け入れたグループホーム	<p>重度障がい者の支援のために生活支援員を加配（※）した場合、利用開始から起算して 30 日以内の期間について、日額 3,156 円を補助する。</p> <p>$3,156 \text{ 円} \times 30 \text{ 日} = 94,680 \text{ 円}$（最大補助額）</p>
<p>※加配とは、福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例第 197 条に規定する生活支援員の員数に加えて、強度行動障がい者及び重度障がい者の支援の対象となる利用者の支援のために必要と認められる数の生活支援員を加配することである。この場合、常勤換算方法で、指定障害福祉サービス基準を超える生活支援員が配置されていなければならない。</p>	